

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

国土交通省 HPより

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー新法誘導基準省令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）※1	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦休憩設備を適切に設けているか	
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分（※2）については適用除外	
階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか（手すりの幅は10cm以内まで不算入）	
	②けあげは16cm以下であるか	
	③踏面は30cm以上であるか	
	④両側に手すりを設けているか（踊場を除く）	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥段は識別しやすいものか	
	⑦段はつまずきにくいものか	
	⑧点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）※3	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る）を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合（※4）は適用除外	

※1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1489号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分（告示第1488号）

※3 告示で定める以下の場合を除く（告示第1489号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合（告示第1488号）

○一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか		
(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		
⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-	
※3		
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1487号)

- ・自動車車庫に設ける場合

#	都道府県	男女計				男				女			
		2001年	2007年	2013年	2019年	2001年	2007年	2013年	2019年	2001年	2007年	2013年	2019年
1	北海道	38.0	31.5	27.6	22.6	53.5	43.9	39.2	31.7	24.3	20.6	17.8	14.8
2	青森県	31.1	28.9	25.9	22.1	50.8	45.3	40.3	34.4	14.1	14.7	14.3	11.2
3	福島県	30.0	26.9	25.1	21.9	49.4	42.8	38.9	33.8	12.6	12.2	12.1	10.5
4	佐賀県	28.5	25.3	23.1	21.2	49.8	41.9	39.6	35.8	10.1	10.6	10.4	7.5
5	宮城県	31.9	27.6	24.1	21.0	51.0	42.3	37.3	33.3	14.4	14.3	11.9	9.5
6	岩手県	29.4	25.7	23.4	20.9	49.8	41.2	38.0	34.8	11.4	10.2	10.2	8.8
7	秋田県	28.5	25.1	23.5	20.6	49.9	41.2	38.2	33.9	10.1	11.1	10.6	8.2
8	千葉県	31.4	26.8	21.8	20.2	49.2	39.7	33.6	30.5	14.0	14.0	10.7	10.4
9	栃木県	33.0	27.1	22.7	19.8	52.5	42.4	35.5	30.7	15.0	12.7	11.2	9.6
	福岡県	30.0	25.3	23.6	19.8	50.0	40.3	37.7	31.8	13.4	12.6	11.9	9.3
11	群馬県	31.4	26.9	23.3	19.7	49.7	42.2	35.8	30.5	14.6	12.4	10.4	8.9
12	沖縄県	27.5	23.2	20.6	19.5	43.5	37.4	32.0	29.5	11.8	10.5	9.5	8.8
13	宮崎県	27.5	22.8	21.3	19.2	47.8	39.4	35.6	30.5	10.4	9.1	9.0	7.8
14	茨城県	31.8	26.0	23.3	19.1	51.9	40.7	35.6	30.9	12.8	11.8	11.6	8.4
	山梨県	29.8	26.6	23.3	19.1	48.7	41.6	36.8	29.2	12.0	12.6	11.0	7.6
	大阪府	30.9	26.0	22.3	19.1	48.1	39.8	33.1	29.1	15.7	13.8	12.9	10.4
	鹿児島県	24.5	21.5	19.7	19.1	43.8	37.5	33.5	31.2	8.5	7.9	8.0	7.9
18	長崎県	28.0	22.5	22.3	18.9	48.5	38.3	36.9	31.7	10.6	9.6	9.4	7.8
19	新潟県	30.0	26.0	21.7	18.7	50.7	41.9	35.0	29.7	10.5	11.4	9.1	8.8
20	福井県	28.3	24.3	20.5	18.4	48.8	39.2	33.3	29.7	9.5	8.1	7.3	6.7
	静岡県	31.9	24.0	21.7	18.4	50.6	37.9	33.6	28.6	14.3	10.7	10.6	8.6
	三重県	28.2	24.8	19.4	18.4	48.0	39.9	31.6	30.0	10.8	10.2	7.9	7.5
	熊本県	27.2	23.6	20.9	18.4	46.5	40.2	35.5	30.8	10.7	9.5	8.2	7.7
24	埼玉県	34.1	26.9	23.1	18.3	51.4	39.9	33.8	27.5	17.0	14.4	13.1	9.3
	全国	30.5	25.6	21.6	18.3	48.4	39.7	33.7	28.8	14.0	12.7	10.7	8.8
25	高知県	28.4	24.2	21.9	18.2	47.6	39.3	35.4	28.0	11.8	10.6	10.4	8.1
26	愛知県	31.0	27.4	21.2	18.1	48.8	42.3	33.7	28.4	13.0	12.7	9.3	8.1
27	山形県	28.6	24.4	20.9	18.0	49.0	40.2	34.4	30.3	10.7	9.9	9.1	6.6
	富山県	28.0	23.9	19.7	18.0	47.0	39.7	33.3	30.3	10.8	9.6	8.0	6.4
29	大分県	26.4	23.3	21.7	17.8	45.4	38.5	35.4	30.7	9.9	10.0	9.3	7.1
30	鳥取県	26.2	23.5	19.7	17.6	47.1	37.5	33.2	28.0	8.4	8.2	6.9	6.4
31	和歌山県	28.3	23.9	19.8	17.5	47.9	39.2	32.1	29.5	10.8	11.3	7.4	7.3
	岡山県	27.9	24.3	19.7	17.5	48.7	40.2	33.4	28.2	9.5	10.1	7.8	7.3
33	広島県	27.8	25.0	20.5	17.4	46.9	40.0	33.6	28.6	11.1	11.3	9.0	7.3
34	神奈川県	31.5	26.5	19.8	17.3	47.2	38.5	30.1	26.7	16.3	14.7	9.7	8.5
	石川県	27.1	26.2	21.3	17.3	35.7	42.4	34.4	27.7	18.8	12.5	9.0	7.2
36	岐阜県	28.6	23.7	20.5	17.2	48.0	39.1	32.4	28.6	10.7	9.6	9.7	6.8
37	長野県	27.2	23.7	20.0	17.0	46.0	39.0	31.9	27.6	9.8	8.7	8.7	7.1
	徳島県	27.1	24.2	18.0	17.0	47.5	40.1	29.9	26.8	9.8	9.9	6.1	6.7
39	山口県	27.5	23.2	19.8	16.7	47.3	38.9	31.8	27.9	11.2	9.9	8.1	6.9
40	香川県	28.3	23.8	19.4	16.6	48.9	39.4	31.6	27.5	9.5	9.3	7.9	6.0
41	東京都	32.0	25.5	20.9	16.5	47.2	36.7	31.3	25.3	17.4	14.9	11.5	8.4
42	滋賀県	30.2	24.7	19.8	16.0	50.3	39.6	32.7	26.6	11.3	9.2	7.7	6.0
43	京都府	26.3	24.0	18.5	15.8	37.5	36.6	29.5	24.3	16.4	12.7	8.5	8.4
	島根県	25.0	21.0	19.7	15.8	46.8	35.8	32.6	27.1	6.8	7.0	6.3	4.2
	愛媛県	26.2	22.4	18.2	15.8	46.1	38.6	30.8	26.5	9.4	9.8	7.7	6.7
46	兵庫県	28.5	23.3	19.2	15.7	47.7	38.0	31.2	25.6	11.5	10.5	8.7	6.8

【施設等の種別ごとの基準】

法区分	施設等の種別 ※1	具体的な施設	基準
第一種施設	① 子どもなど20歳未満の者や患者等が利用者となる施設	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)、 児童福祉施設 等	敷地内禁煙
		大学、高等専門学校、 専修学校(高等課程を除く)、 各種学校(初等教育又は中等教育を行うものを除く)、 医療施設(病院・診療所等)	敷地内禁煙 ただし、屋外に喫煙場所設置可(注1) ※2
	② 行政機関	行政機関の庁舎	敷地内禁煙 ただし、屋外に喫煙場所設置可(注1)
第二種施設	③ ①②以外で、多数の者が利用する施設	行政機関以外の官公庁、 店舗、娯楽施設、 事業所、工場、宿泊施設、 飲食店(新たに開設する店舗、経営規模の大きい店舗) 等	屋内禁煙 ただし、喫煙専用室等の中でのみ喫煙可 (飲食は不可)(注2) (加熱式たばこ専用の喫煙室では飲食可)
		飲食店(既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗)(注3)	屋内禁煙 ただし、標識の掲示により喫煙可
業旅客自動車送等事	乗物 ④ 旅客運送事業自動車、 旅客運送事業航空機	バス、タクシー、航空機 等	禁煙
		⑤ 旅客運送事業鉄道等車 輛、旅客運送事業船舶	鉄軌道車輛、旅客船 等
-	区域 ⑥ 子ども等が利用する区域	通学路、公園 等	受動喫煙防止対策のための配慮が特に必要

※1 施設の詳細については巻末の通知を参照。

※2 20歳未満の者や患者に望まない受動喫煙が生じないよう最大限の配慮を行うこと。

(留意点)

- 種別③、④、⑤に関する基準については、令和2年4月1日から施行する。
- 家庭や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなど入所施設の個室等の「人の居住の用に供する場所」や、旅館・ホテルの客室は適用除外とする。
- 屋外や家庭等において喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

(注1) 屋外における喫煙場所の設置基準(健康増進法第28条第13号)

- ①喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ③施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

(注2) 喫煙専用室等の設置基準(健康増進法施行規則第16条第1項他)

- ①出入口において、室外からの室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。
- ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること。
- ③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

(注3) 既存飲食店のうち経営規模の小さい店舗の要件(健康増進法附則第2条2項)

個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下)が運営する、客席面積100㎡以下の飲食店

(別紙1)

厚生労働省HPより

健康増進法における技術的基準等の概要

1 第一種施設

第一種施設において、喫煙をすることができる場所である特定屋外喫煙場所を設置する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられること。

- (2) 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

- (3) 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常、当該施設の利用者(労働者を含む。)が立ち入ることのない場所をいうこと。

2 第二種施設

事業者は、第二種施設内に喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室を設置しようとする場合は、次に掲げる事項を満たすこと。

なお、屋外喫煙所の設置に当たっては、別紙2を参考とすること。

- (1) 喫煙専用室

ア 次に掲げるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合すること。

- (ア) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。

- (イ) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

- (ウ) たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

イ 喫煙専用室の出入口及び当該喫煙専用室を設置する第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に次に掲げる必要事項を記載した標識を掲示しなければならないこと。

なお、喫煙専用室を撤去するときは、当該標識を除去しなければならないこと。

- (ア) 喫煙専用室標識

- ・当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

- (イ) 喫煙専用室設置施設等標識

- ・喫煙専用室が設置されている旨

ウ 喫煙専用室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと。

- (2) 指定たばこ専用喫煙室

多数の者が利用する公共的な空間については、原則として禁煙とする。（全面禁煙が極めて困難な場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙専用室を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には、全面禁煙を目指すことを求める。）

県の取組

ア 公共的な空間における受動喫煙防止対策について、基準を設定

※施設等の種別ごとの基準はこちらをご参照ください。

施設等の種別ごとの基準（PDF：130KB）

イ 屋外喫煙場所設置の際の「10mルール」の設定

たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響を及ぼすことが知られています。このため、第二種施設の屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入口、子どものいる空間等から概ね10m以上離すことが必要です。

（参考）10mの根拠

「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言」（平成18年3月）によると、無風という理想状態で、ひとりの喫煙者によるタバコ煙の到達範囲は直径14メートルの円周内であることから、これを参考に検討した結果、複数の喫煙者が利用することなどを考慮し、現実的な数値として10mを設定。

ウ 受動喫煙に関する教育の推進

(2) 喫煙防止（未成年、妊産婦等）

目標

「たばこを吸い始めたくない」意識・態度を向上させる。

基本方針

各ライフステージに応じて様々な場を活用し、たばこの害に関する 情報提供や健康教育を行う。

県の取組

ア ライフステージに応じた情報提供

イ 未成年に対する健康教育の実施

ウ 喫煙防止指導を行う人材の育成・確保

(3) 禁煙支援

目標

効果的な禁煙支援により、禁煙成功者を増やす。

基本方針

喫煙者に対して、様々な機会を通じて禁煙を勧める情報提供を行う。禁煙希望者に対して、適切な禁煙支援を提供する。

県の取組

ア 関係機関が連携した効果的な禁煙支援の実施

イ 禁煙外来の普及・情報提供

ウ 禁煙を促す情報発信の強化

エ 禁煙指導を行う人材の育成・確保

禁煙外来医療機関について